

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

規 則

- 規則第28号 児童手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則……………（こども福祉課）…2

告 示

- 告示第106号 令和6年9月宇治市議会定例会の招集……………（財政課）…2

公 告

- 公告第52号 五ヶ庄六地藏線ほか（その5）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…2
○公告第53号 J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けに係る一般競争入札……………（観光振興課）…4
○公告第54号 宇治市市営茶室におけるキャッシュレス決済導入業務に係る一般競争入札……………（観光振興課）…6

教 育 委 員 会

- 告示第12号 教育委員会の招集……………7

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第10号 直接請求に必要な選挙人の数……………8
○告示第11号 宇治市長選挙における選挙人名簿登録要領……………8
○告示第12号 立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所……………8
○告示第13号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………8
○告示第14号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………8
○告示第15号 選挙長及び同職務代理者の選任……………8
○告示第16号 選挙会の場所及び日時……………8
○告示第17号 選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時……………9
○告示第18号 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………9
○告示第19号 政治活動用ポスター証紙交付票に使用する確認印……………9
○告示第20号 選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色……………9

- ……………9
○告示第21号 政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車の表示板の配色……………9
○告示第22号 街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色……………9
○告示第23号 選挙公報の規格……………9
○告示第24号 選挙公報の配布方法……………9
○告示第25号 ポスター掲示場の区画数……………9
○告示第26号 ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日……………10
○告示第27号 宇治市議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録要領……………10
○告示第28号 立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所……………10
○告示第29号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………10
○告示第30号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………10
○告示第31号 選挙長及び同職務代理者の選任……………10
○告示第32号 選挙会の場所及び日時……………10
○告示第33号 選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時……………10
○告示第34号 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………10
○告示第35号 選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色……………11
○告示第36号 街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色……………11
○告示第37号 選挙公報の規格……………11
○告示第38号 選挙公報の配布方法……………11
○告示第39号 ポスター掲示場の区画数……………11
○告示第40号 ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日……………11

規 則

児童手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年9月20日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第28号

児童手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支払日に関する規則（昭和50年宇治市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の支払日」を「（以下「手当」という。）の支払日」に改める。

第2条第1項本文中「法第8条第4項に定める2月、6月及び10月の」を削り、「、それぞれの月」を「、法第8条第4項に規定する支払期月」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

宇治市告示第106号

令和6年9月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和6年9月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和6年9月11日

宇治市長 松村 淳子

- 1 期 日 令和6年9月18日
2 場 所 宇治市議場

（揭示済）

公 告

宇治市公告第52号

五ヶ庄六地藏線ほか（その5）配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

五ヶ庄六地藏線ほか（その5）配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和6年9月6日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 五ヶ庄六地藏線ほか（その5）配水管改良工事
（2）工事場所 宇治市木幡西中地内ほか
（3）工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

<夜間工区>

D I P - G X ϕ 2 5 0	L = 2 8 2 . 4 m
D I P - G X ϕ 1 5 0	L = 1 5 . 0 m
D I P - G X ϕ 1 0 0	L = 1 . 9 m
D I P - G X ϕ 7 5	L = 2 6 . 3 m

D I P - K ϕ 2 5 0	L = 1 . 9 m
D I P - K ϕ 7 5	L = 0 . 6 m
H I V P ϕ 7 5	L = 9 . 8 m
H I V P ϕ 5 0	L = 2 . 1 m
弁栓類	N = 1 8 基
給水管引込替	N = 2 8 箇所
不断水弁分岐工	N = 1 基
不断水弁工	N = 3 基
配水管撤去工	L = 3 2 6 . 9 m

（4）工 種 水道施設工事

（5）工事期間 契約日から令和7年5月12日まで 208日間

（6）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2）宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- （5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- （6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- （7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における水道施設の総合評価値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- （8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- （9）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（10）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

（11）「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- （3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- （1）確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

令和6年9月6日 午前9時から
令和6年9月12日 午後2時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- （2）確認申請書の提出

- ① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年9月6日 午前9時から
令和6年9月12日 午後2時まで

- （3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和6年9月24日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

- （4）その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

- （1）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

- （2）配布期間

令和6年9月6日 午前9時から
令和6年10月9日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- （1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

- （2）提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778

- （3）質疑の受付期間

令和6年9月6日 午前9時から
令和6年9月25日 正午まで

- （4）回答

回答については、令和6年10月1日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- （1）入札期間

令和6年10月8日 午前9時から午後6時まで
令和6年10月9日 午前9時から午後2時まで

- （2）開札日時

令和6年10月10日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

- （1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- （2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （1）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- （2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、87,384,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、72,223,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

- (1) 前払金
- 前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。
- (2) 部分払
- 各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。
- 部分払の回数は、1回とする。
- (3) 各年度の支払限度額
- 各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。
- 令和6年度 81パーセント
- 令和7年度 19パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第53号

J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けに係る一般競争入札について

J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けについて、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年9月9日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
- (1) 貸付物件 J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）
- (2) 所在地 宇治市宇治里尻5番地の12内
- (3) 面積 552.834平方メートル
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件の全てを満たす法人であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続

- き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けに係る一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）の内容を承諾していること。
- (6) 駐車場の管理運営に関する業務において実績を有していること。
- (7) 京都府内に事業所を有していること。

3 入札実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和6年9月9日から同月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 配布場所 J R宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課（宇治市宇治里尻5番地の9） ※宇治市ホームページからもダウンロード可
- (4) 配布書類
- ア 入札実施要領
- イ J R宇治駅前市民交流プラザ駐車場平面図
- ウ 入札参加申込書
- エ 駐車場管理運営実績報告書
- オ 誓約書

4 入札参加申込

- (1) 申込期間 令和6年9月9日から同月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申込場所 J R宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課
- (4) 提出書類 入札参加申込書及び入札参加申込書に記載の書類

5 質疑回答

- (1) 提出方法
- 入札実施要領に対する質疑がある場合は、(2)の提出先に任意様式にて電子メールで送信し、メール送信後、受信確認のために電話をすること。
- (2) 提出先
- 宇治市産業観光部観光振興課
- メールアドレス kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp
- 電話番号 0774-39-9408
- (3) 質疑の受付期間
- 令和6年9月9日から同月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 回答
- 回答については、令和6年9月24日に宇治市ホームページに掲載する。

6 入札参加証の交付日

令和6年9月24日

7 入札期間等

- (1) 入札期間
- 令和6年10月2日 午前9時30分から午前10時まで
- (2) 入札場所
- J R宇治駅前市民交流プラザ内 会議室2（宇治市宇治里尻5番地の9）
- (3) 持参品（エ及びオは、代理人が入札する場合に必要）
- ア 入札参加証
- イ 入札書

必要事項を記載し、記名押印の上直接持参すること（郵送等不可）。

ウ 本人確認書類（免許証、パスポート、健康保険証等）の原本

エ 委任状（法人の役員又は社員が入札に参加する場合）

オ 社員証、商号が記載された保険証、給与支払証明書等（写し可）委任者と受任者との関係が確認できる書類（名刺は不可）

(4) 留意事項

ア 入札金額は、物件の貸付価格の年額を表示すること。

イ 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 入札に関して必要となる経費は、入札者の負担とする。

エ 落札後の貸付物件に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）は、入札書に記載された名義で行う。

オ 落札後に、提出した事業計画書案について、市長の承認を受けること。

カ 現地説明会は、実施しない。ただし、現地確認を希望する場合は、個別に案内するので、電話にて連絡すること。

キ 入札の基本的な方法は「宇治市物品等競争入札心得」によるので、熟読すること。

8 開札日時等

(1) 開札日時

令和6年10月2日 午前10時

(2) 開札場所

JR宇治駅前市民交流プラザ内 会議室2

(3) 開札方法

開札は、入札者立会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせる。

なお、開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) 入札者の記名押印のない入札又は記載事項の判読できない入札

(3) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

(4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(5) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

(7) 指定の期日までに提出しなかった入札

(8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(9) 委任状の提出のない代理人のした入札

(10) 最低貸付価格に満たない金額を記載した入札

(11) その他入札の条件に違反した入札

10 入札の中止及び延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められる場合又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。

11 最低貸付価格

本件の最低貸付価格は、年額3,000,000円とする。

12 落札者

落札者は、最低貸付価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者（その者が2以上あるときは、くじにより決定した者）とし、入札立会者全員に落札者の商号及び落札金額を発表する。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の10相当額の違約金を徴収する。

14 開札結果の公表

開札結果は、落札者の商号及び落札金額を宇治市ホームページ上で公表する。また、入札者全員の商号及び入札金額についても併せて公表する。

15 契約期間

契約期間は、令和6年12月1日から令和11年11月30日までとする。ただし、市長が引き続き貸付けが可能であると認めたときは、当該契約期間から最長5年間延長することができる。

なお、駐車場の整備に係る工事等の準備行為については、契約締結後から行うことができる。

16 納付条件

(1) 事業者は、年間貸付料を毎年度4月末日までに納付すること。ただし、初年度については、令和6年12月27日までに納付すること。

(2) 納付期日までに貸付料を納付しないときは、当該納付期日の翌日から納付日まで年7.3パーセントの割合で算出した遅延損害金を加算して納付すること。

17 貸付方法等

(1) 現状有姿による貸付けとする。

(2) 契約は、書面により締結する。

18 貸付物件の用途

貸付物件の用途は、有料駐車場とする。

19 貸付けに関する制限事項

(1) 事業者は、貸付物件を有料駐車場以外の用途に供してはならない。

(2) 事業者は、貸付物件上に建物を建築してはならない。

(3) 事業者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。

20 貸付けに伴い発生する業務

(1) 整備工事

整備工事費は、事業者の負担とする。

(2) 管理運営

管理運営に要する経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等）は、事業者の負担とする。この場合において、事業者は、当該経費の償還請求をすることができない。

21 契約の変更及び解除

(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、契約を変更し、又は解除することができる。

ア 事業者が契約書又は入札実施要領の条項に違反したとき。

イ 応募資格の詐称等不正な手段によって契約を締結したとき。

ウ 本市において貸付物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。この場合において、契約を変更し、又は解除するときは、2箇月前までに事業者にもその旨を通知するものとする。

(2) (1)ア又はイにより契約が解除されたときは、事業者は、契約を解除された日から1箇月以内に、契約期間満了日までの貸付

料を違約金として一括納付すること。契約の変更の場合もこれに準じ、市長が違約金の額を算出するものとする。

- (3) (1)ウにより契約を変更し、又は解除したことにより事業者に損失が生じたときは、事業者は、市長に対しその補償を求めることができる。

2 2 原状回復

- (1) 事業者は、契約期間が満了するときは、その満了日までに貸付物件を原状又は市長の指示する状態に復し、市長の検査及び確認を受けて返還すること。
- (2) 事業者は、契約が解除されたときは、契約を解除された日から1箇月以内に貸付物件を原状又は市長の指示する状態に復し、市長の検査及び確認を受けて返還すること。
- (3) 契約期間が満了する場合又は契約が解除された場合において、市長が現状有姿での返還を承認した部分があるときにおける当該部分に係る原状回復は、不要とする。この場合において、事業者は、当該部分に係る有益費の請求をすることができない。

2 3 損害賠償

- (1) 事業者は、自らの責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、これにより生じた損害について、市長が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、貸付物件を直ちに原状に復したときは、この限りでない。
- (2) (1)に定めるもののほか、駐車場の管理運営に伴って発生した利用者及び近隣住民並びに本市に係る損害については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- (3) 契約に対応する損害保険に加入すること。

2 4 開札後のスケジュール

項目	時期
細部協議	令和6年10月上旬から中旬
契約締結	令和6年10月下旬
設備機器設置	令和6年12月1日以降
事業開始	令和6年12月1日以降

2 5 その他

1から24までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び入札実施要領に定めるところによる。

なお、1から24までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市産業観光部観光振興課
郵便番号 611-0021
所在地 宇治市宇治里尻5番地の9
電話番号 0774-39-9408

(揭示済)

宇治市公告第54号

宇治市市営茶室におけるキャッシュレス決済導入業務に係る一般競争入札について

宇治市市営茶室におけるキャッシュレス決済導入業務について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年9月9日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 件名 宇治市市営茶室におけるキャッシュレス決済導入業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

- (3) 設置場所 宇治市営茶室「対鳳庵」

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人であること。

- (1) 1つの事業者が単独で参加する場合の要件
- ア 法人格を有している者であること。
- イ 日本国内で同種・類似する業務の実績を1件以上有すること。
- (2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
- ア コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、当該一般競争入札への申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
- イ 代表事業者は、法人格を有している者であること。
- ウ 構成事業者のうち1者以上は、日本国内で同種・類似する業務の実績を1件以上有すること。
- エ 単独事業者が、コンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- オ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
- カ 構成事業者はコンソーシアム協定書を締結すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宇治市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

3 入札実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和6年9月9日から同月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 配布場所 JR宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課（宇治市宇治里尻5番地の9） ※宇治市ホームページからもダウンロード可
- (4) 配布書類
- ア 入札実施要領
- イ 参加表明書
- ウ 実績調書
- エ コンソーシアム構成表
- オ 仕様書等に関する質問書

4 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期間 令和6年9月9日から同月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申込場所 JR宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課事務室
- (4) 提出書類 参加表明書及び参加表明書に記載の書類

5 質疑回答

- (1) 提出方法
- 入札実施要領に対する質疑がある場合は、(2)の提出先に任意

様式にて電子メールで送信し、メール送信後、受信確認のために電話をすること。

(2) 提出先

宇治市産業観光部観光振興課

メールアドレス kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

電話番号 0774-39-9408

(3) 質疑の受付期間

令和6年9月9日から同月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 回答

回答については、令和6年9月18日に宇治市ホームページに掲載する。

6 入札参加証の交付日

令和6年9月18日

7 入札期間等

(1) 入札期間

令和6年9月25日 午前10時30分から午前11時まで

(2) 入札場所

JR宇治駅前市民交流プラザ内 会議室1（宇治市宇治里尻5番地の9）

(3) 持参品（エ及びオは、代理人が入札する場合に必要）

ア 入札参加証

イ 入札書

必要事項を記載し、記名押印の上直接持参すること（郵送等不可）。

ウ 本人確認書類（免許証、パスポート、健康保険証等）の原本

エ 委任状（法人の役員又は社員が入札に参加する場合）

オ 社員証、商号が記載された保険証、給与支払証明書等（写し可）委任者と受任者との関係が確認できる書類（名刺は不可）

(4) 留意事項

ア 入札書への記名押印は代表者によるものとする。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札の日時までに、辞退書を本市に提出すること。提出方法は、持参又は郵送とする。ただし、郵送については開札日の前日までに到達するものに限る。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

エ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合は、本市は責任を負わない。

オ 入札の基本的な方法は「宇治市物品等競争入札心得」によるので、熟読すること。

8 開札日時等

(1) 開札日時

令和6年9月25日 午前11時

(2) 開札場所

JR宇治駅前市民交流プラザ内 会議室1

(3) 開札方法

開札は、入札者立会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

なお、開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者のした入

札。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) 入札者の記名押印のない入札又は記載事項の判読できない入札

(3) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

(4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(5) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

(7) 指定の期日までに提出しなかった入札

(8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(9) 委任状の提出のない代理人のした入札

(10) 予定価格を超える金額を記載した入札

(11) その他入札の条件に違反した入札

10 再度入札

落札者が決定しないときは、日時を改めて再度入札を行う。この場合において、宇治市は、入札参加者に対し再度入札を行う旨を直ちに連絡するものとする。なお、再度入札は1回のみ行う。

11 落札者

落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（その者が2以上あるときは、くじにより決定した者）とし、入札立会者全員に落札者の商号及び落札金額を発表する。

12 契約書の作成

一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わす。

13 予定価格

本件の予定価格は、89,000円（税抜）とする。

14 開札結果の公表

開札結果は、落札者の商号及び落札金額を宇治市ホームページ上で公表する。また、入札者全員の商号及び入札金額についても併せて公表する。

15 開札後のスケジュール

項目	時期
細部協議	令和6年9月下旬
契約締結	令和6年9月下旬
事業開始	令和6年10月上旬

16 その他

1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び入札実施要領に定めるところによる。

なお、1から15までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市産業観光部観光振興課

郵便番号 611-0021

所在地 宇治市宇治里尻5番地の9

電話番号 0774-39-9408

（揭示済）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年9月6日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年9月9日 午後5時45分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 報告
 - 3 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 4 令和6年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第10号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和6年9月2日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,030 人

- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,495 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,248 人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

宇治市長選挙における選挙人名簿登録要領について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録要領を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

被登録資格決定の基準日 令和6年11月30日（ただし、年齢については同年12月8日）

登録の日 令和6年11月30日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第12号

立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙において、選挙長が立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び宇治市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和6年12月1日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和6年12月1日 午後5時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

宇治市長選挙 選挙長

住 所

氏 名

同職務代理者

住 所

氏 名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

選挙会の場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 令和6年12月8日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第17号

選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における候補者からの届出のあった選挙立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和6年12月5日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第18号

選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）に準じて行います。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号

政治活動用ポスター証紙交付票に使用する確認印について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙において、政治活動用ポスター証紙交付票に使用する確認印は、次の印を使用します。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

宇治市選挙管理委員会公印規程（昭和48年宇治市選挙管理委員会規程第2号）別表中様式番号1で定める宇治市選挙管理委員会之印

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第20号

選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙において、選挙運動のために用いる自動車等及び拡声機の表示板の配色を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

自動車及び船舶の表示板 白地に緑色文字

拡声機の表示板 白地に緑色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第21号

政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車の表示板

の配色について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙において、政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

政治活動用自動車の表示板 白地に緑色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第22号

街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙において用いる街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

街頭演説用標旗 白地に緑色文字

街頭演説用腕章 白地に緑色文字

自動車及び船舶乗員用腕章 白地に緑色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第23号

選挙公報の規格について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における選挙公報の規格を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1候補者の掲載文の記載枠の規格

縦220mm×横185mm

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第24号

選挙公報の配布方法について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

選挙公報の配布方法

配布の方法 各世帯への個別配布

配布予定日 令和6年12月4日から同月6日まで

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第25号

ポスター掲示場の区画数について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙におけるポスター掲示場の区画数を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

ポスター掲示場の区画数 2段 6区画

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第26号

ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日について

令和6年12月8日執行予定の宇治市長選挙において、公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日を、次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

令和6年12月1日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

宇治市議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録要領について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録要領を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

被登録資格決定の基準日 令和6年11月30日（ただし、年齢については同年12月8日）

登録の日 令和6年11月30日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第28号

立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙において、選挙長が立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び宇治市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第29号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和6年12月1日 午後5時15分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第30号

氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和6年12月1日 午後5時20分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第31号

選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

宇治市議会議員補欠選挙 選挙長

住 所

氏 名

同職務代理者

住 所

氏 名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第32号

選挙会の場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日 時 令和6年12月8日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第33号

選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における候補者からの届出のあった選挙立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和6年12月5日 午後5時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第34号

選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）に準じて行います。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

(揭示済)

委員長 森居 研治

ポスター掲示場の区画数 2段 6区画

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第35号

選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙において、選挙運動のために用いる自動車等及び拡声機の表示板の配色を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

自動車及び船舶の表示板 白地に茶色文字

拡声機の表示板 白地に茶色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第36号

街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙において用いる街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

街頭演説用標旗 白地に茶色文字

街頭演説用腕章 白地に茶色文字

自動車及び船舶乗員用腕章 白地に茶色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第37号

選挙公報の規格について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における選挙公報の規格を次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1候補者の掲載文の記載枠の規格

縦114mm×横124mm

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第38号

選挙公報の配布方法について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

選挙公報の配布方法

配布の方法 各世帯への個別配布

配布予定日 令和6年12月4日から同月6日まで

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第39号

ポスター掲示場の区画数について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第40号

ポスター掲示場にポスターの掲示を始めることのできる日について

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙において、公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日を、次のとおり定めます。

令和6年9月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

令和6年12月1日

(揭示済)

